

名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 26 年法律第 91 号)第 5 条第 3 項の規定により、名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業の実施に関する方針について公表する。

平成 26 年 12 月 9 日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業に関する

実 施 方 針

平成 2 6 年 1 2 月 9 日

名 古 屋 市

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【本施設】 : 本事業で、民間事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
- 【公共施設等の管理者】 : 本事業をPFI事業として民間事業者に実施させようとする公的主体をいう。本事業では名古屋市である。
- 【衛生組合】 : 北名古屋市及び豊山町をもって構成する一部事務組合で、北名古屋衛生組合をいう。本事業計画予定地の地権者である。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付資料をいう。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、資源化業務委託契約書(案)、運送委託契約書(案)、様式集、図面、環境影響評価書等をいう。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
- 【破碎物】 : 搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別設備で破碎・選別し、金属類などの資源を回収した後に排出された破碎可燃物及び破碎不燃物をいう。
- 【資源化物】 : ごみ処理プロセス(焼却・溶融等)から発生する焼却灰・不燃物・金属類・各種残渣等は、全て民間事業者(外部委託する各種資源化企業を含む)が資源化することを原則とし、市場に有価(有償)で処分(販売)できる物を総称していう。
- 【破碎選別設備】 : 本施設のうち、不燃ごみ・粗大ごみを(金属類、破碎残渣等に)破碎選別する設備をいう。
- 【処理施設】 : 本施設のうち、可燃ごみ及び破碎残渣を処理する施設をいう。
- 【プラント】 : 本施設のうち、ごみ処理に必要な全ての設備(機械設備・電気設備を含む)を総称していう。
- 【建築物等】 : 本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- 【民間事業者】 : 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し当該事業を実施する特定の者をいう。
- 【応募者】 : 本施設の設計・建設、運営・維持管理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業で構成される者をいう。
- 【資格審査通過者】 : 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- 【入札参加者】 : 資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいう。

いう。

- 【落札者】 :選定審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいう。
- 【選定審議会】 :PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【特別目的会社】:本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。SPC (Special Purpose Company)。
- 【構成員】 :特別目的会社に出資を行い、かつ特別目的会社から業務を受託もしくは請け負うこと又は、本事業が円滑に実施できるように特別目的会社の支援を行うことを予定している者をいう。
- 【協力企業】 :構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【特許権等】 :特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- 【運営・維持管理マニュアル】:安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために、民間事業者が作成するマニュアルをいう。
- 【不可抗力】 :市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- 【ホームページ】:本事業に係る市のホームページをいう。
(<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-14-2-7-0-0-0-0-0-0-0.html>)

目 次

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項	7

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定の方法	8
(2) 民間事業者の募集及び選定の手順(予定)	9
(3) 応募手続き等	9
(4) 応募者の参加資格要件	11
(5) 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項	16
(6) 契約に関する基本的な考え方	19
(7) 提出書類の取扱い	19

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方	20
(2) 要求する性能等	20
(3) 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項	20
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	20

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項	22
(2) 土地に関する事項	22
(3) 地元同意	22
(4) 環境影響評価	22

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方	23
(2) 管轄裁判所の指定	23

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方	23
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	23
(3) 金融機関と市との協議	24

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項 ----- 24
- (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 ----- 24
- (3) その他の支援に関する事項 ----- 24

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

- (1) 情報公開及び情報提供 ----- 25
- (2) 市議会の議決 ----- 25
- (3) 入札に伴う費用の負担 ----- 25
- (4) 問合せ先 ----- 25

添付書類等

- 様式1 実施方針等に関する質問書
- 様式2 実施方針等に関する意見書
- 様式3 実施方針等に関する提案書
- 添付資料1 事業計画予定地
- 添付資料2 事業計画予定地位置図
- 添付資料3 リスク分担表
- 添付資料4 事業スキーム

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業

イ 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

ウ 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

エ 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化や熱エネルギーの有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、市は、本事業を民間事業者にも長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

オ 本施設整備・稼働の基本方針

(ア) 焼却残渣の徹底した利活用ができる施設

市内に大規模な埋立処分場を有していないことから、処理残渣も利活用する処理システムを推進する必要がある、そのために焼却灰等も資源化し、資源循環の最適化を目指す。

(イ) 安定的な処理システムを確立した施設

安定的なごみ処理システムの確立は、市民の静脈インフラを確保する上で非常に重要な機能である。従って、安心・安全で安定的な施設の整備及び稼働の確保を図る。

(ウ) 災害等に強靱であり、その後の復旧等に十分配慮した施設

本事業用地はかつて内水氾濫も含めて水害のあった地域であり、更に大地震発生も想定されていることから、十分な対策を講じた施設を目指す。また、発災後の復旧等に対しても万全の体制構築を目指す。

(エ) エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー導入の最大化を目指す施設

施設内で使用するエネルギーの最小化を図ると共に、高効率発電設備の導入など、焼却による熱エネルギーは可能な限り回収し有効活用することを目指す。また、その他の再生可能エネルギーの活用についても最大限活用する施設の整備及び運営を目指す。

(オ) 整備及び稼働において経済性を追求する施設

財政事情が厳しい中、整備費及び管理運営費(ライフサイクルコスト)においても効率的かつ経済的なシステムの確立を目指す。

(カ) 環境保全に最大限配慮した施設

廃棄物の資源化を始め環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整備及び運営を目指す。

(キ) 地域との一体化

地域住民が集い、学び、ふれあえるコミュニティ機能を備え、地域に親しまれる施設を目指す。

カ 本施設の概要

項 目	概 要
事業用地	愛知県北名古屋市二子四反地 地内 (添付資料1 事業計画予定地)
処理方式	以下のいずれかとし、民間事業者の提案による。 ①ストーカ式燃焼方式+灰等資源化(※) ②流動床式燃焼方式+灰等資源化(※) ③シャフト炉式ガス化熔融方式 ・不燃ごみ、粗大ごみの処理 破砕、選別により金属類(鉄、アルミ)を資源化し、破砕不燃物も資源化する。 (※) 灰等資源化:焼却灰及び各種残渣や破砕不燃物について、自ら事業用地で資源化を実施する手法に加えて、外部の資源化事業者を活用し、熔融やセメント化、焼成等により灰等の資源化を行う方式

処 理 対象物	① 可燃ごみ、② 不燃ごみ、③ 粗大ごみ
処理能力	【処理施設】 660トン／日(2系列又は3系列、全連続燃焼方式) 【破碎選別設備】 50トン／5時間
その他 施 設	【処理施設関連】 ① 管理棟、② 計量棟、③ 洗車場、④ 処理不適物ストックヤード 等 なお、管理棟は単独設置の必要はない。 【附帯施設、外構施設等】 ① 防災設備、② 雨水貯留設備、③ 井水施設(既存機能の活用)、 ④ 見学者等環境学習対応設備(地域コミュニティ機能を含む) 等
建物仕様 外 観	建物は、周辺地域に配慮した外観、デザインとし、自然エネルギーの利用を図るとともに、敷地内には 20%以上の緑地を確保する。
供用開始 予 定	平成 32 年 7 月(予定)
発電施設	ごみの持つエネルギーを有効活用するために発電施設を設置し、所内動力の一部を賄う。なお、余剰電力(売電)の取り扱いについては、全額を事業者の収入とする。
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に基づき、本施設が交付対象となる施設とする。 (発電効率として 21%以上【エネルギー回収効率として 22.5%以上】)

キ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、民間事業者が市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、市に本施設の所有権を移転したうえで、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うBTO(Build:建設 Transfer:移転 Operate:運営)方式により実施することを想定している。

ク 事業期間(予定)

本事業の事業期間は、平成28年3月から平成52年6月までの24年4月(設計・建設期間4年4月、運営・維持管理期間20年間)とする。

ケ 事業スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 落札者の決定 | 平成 27 年 11 月 |
| ② 事業契約の締結 | 平成 28 年 3 月 |
| ③ 設計・建設期間
(試運転期間を含む) | 平成 28 年 3 月～平成 32 年 6 月 |
| ④ 本施設の引き渡し期限 | 平成 32 年 6 月 |
| ⑤ 供用開始 | 平成 32 年 7 月 |
| ⑥ 運営・維持管理期間 | 平成 32 年 7 月～平成 52 年 6 月(20 年間) |

コ 事業期間終了後の措置

市は、本施設を20年以上の長期に亘り使用することを想定しており、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定であるため、民間事業者は、その前提に立って設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業期間終了時に本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、供用開始後16年目を目処に、市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

サ 事業の対象となる業務範囲

民間事業者及び市の業務範囲は、次のとおりとする。また、各項目の詳細については、「要求水準書」を中心に入札説明書等において示す。

なお、本施設の処理方式については、入札参加者が選択・提案できるため、それぞれの処理方式における業務範囲が異なることとなる。選択・提案できる組合せについて、『添付資料4 事業スキーム』に示す。

(ア) 民間事業者が実施する業務

a いずれの処理方式にも共通する業務

- ① 本施設の設計及び建設に関する業務
 - ・市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
 - ・本施設に係る設計(災害に対応できる施設の強靱化対策を含む)
 - ・循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請手続の支援
 - ・一般廃棄物処理施設設置に係る手続

- ・市が申請元となるその他申請手続きに関する支援
 - ・生活環境影響調査等関連の対応業務
 - ・環境モニタリング(調査計画書(建設時、施設供用時)に沿って実施)
 - ・着工準備(用地造成及びインフラ整備関連)
 - ・土壌汚染対策(衛生組合で実施済み、及び実施予定の部分を除く)
 - ・本施設に係る建設工事(災害に対応できる施設の強靱化対策を含む)
 - ・電波障害対策
 - ・緑地の整備等
 - ・本施設の引き渡し
 - ・近隣地域対応
 - ・その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 施設の運営及び維持管理に関する業務
- ・一般廃棄物(可燃ごみ等)の受入
 - ・本施設の運転管理(市が有するごみ焼却工場等の全体の運転計画に基づく個別計画に沿うこと)
 - ・本施設の保守管理
 - ・本施設の情報管理
 - ・本施設の環境管理
 - ・見学者への対応
 - ・清掃及び警備
 - ・近隣地域対応
 - ・見学者等環境学習対応設備(地域コミュニティ機能を含む)の運営及び維持管理
 - ・余熱の利用(主にごみ発電)
 - ・余剰電力の売却(売電)に係る電気事業者との契約
 - ・ISO14001 の取得
 - ・資源化物の有効活用
 - ・金属類の有効活用
 - ・セルフモニタリングの実施
 - ・被災した場合、迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
 - ・その他これらを実施する上で必要な業務

b 焼却灰等や溶融飛灰等を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務
(参照『添付資料4 事業スキーム』)

① 焼却灰等の資源化に関する業務(以下「灰等資源化」という。)

- ・委託先の選定等
- ・灰等資源化(焼却灰等の運搬を含む)の業務管理
- ・情報管理

② 溶融飛灰等の資源化に関する業務(以下「残渣資源化」という。)

- ・委託先の選定等
- ・残渣資源化(溶融飛灰等の運搬も含む)の業務管理
- ・情報管理

(イ) 市が実施する業務

a 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・事業用地の安定確保(関係自治体からの無償による借用を予定)
- ・本事業の実施に関する地元同意
- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・交付金申請手続の実施
- ・本施設の完工確認
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

b 本施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・灰等資源化に係る委託契約の締結(事業用地以外の外部で資源化する場合)
- ・本施設への一般廃棄物(可燃ごみ等)の搬入
- ・発注者モニタリングの実施
- ・見学者対応の支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

シ 民間事業者の収入に関する事項

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示すこととする。

① 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設工事に係る対価の一部を、建設時支払金として、建設工事期間にわたって各年度の出来高に応じて民間事業者を支払うとともに、引渡時支払

金として本施設の所有権移転後に民間事業者を支払う。また、当該対価から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額は、割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。

② 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理に係る対価を、委託料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。また、委託料は、固定料金及び変動料金(ごみ量に応じて変動)で構成されるものとする。

③ 事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価

市は、民間事業者が外部に委託する灰等資源化業務に係る対価を、供用開始後の事業期間にわたって、上記②とともに民間事業者を支払う。

④ 資源化物の売却収入

民間事業者は、本施設で発生する溶融スラグ・メタル等、金属類等、その他資源化物について、自らが直接売却することによって得られる売却収入の全額を収入とする。

⑤ 売電収入

民間事業者は、電気事業者等(特定規模電気事業者を含む)との売電契約に基づいて得られる売電収入の全額を収入とする。

⑥ 余熱売却収入

民間事業者は、余熱の売却を行うことができるものとし、その売却収入の全額を収入とすることができる。

ス 市が適用を予定している交付金

市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の手続きは市において行うが、民間事業者は、申請手続きに必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

セ 関係法令等の遵守

市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。)等をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

市は、PFI法、基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、本事業を「BTO」方式として実施することにより、事業

期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一水準にある場合において公共サービス水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

イ 選定方法

特定事業の選定は、次の手順により客観的評価を行う。

① 市の財政負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の財政負担額と「BTO」方式で実施する場合の市の財政負担額を比較することにより評価する。

② 「BTO」方式で実施することの定性的評価

本事業を「BTO」方式で実施する場合で、本施設の設計・建設及び運営・維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

③ 上記①及び②を踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価、並びに本実施方針等に関する質問・意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を「BTO」方式で実施することの適否を評価する。

ウ 選定結果の公表

市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果は、平成 27 年 2 月(予定)にホームページにて公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用することとする。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO 政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成 7 年政令 372 号)が適用される。

(2) 民間事業者の募集及び選定の手順(予定)

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりである。

スケジュール(予定)	内 容
平成 26 年 12 月	実施方針等の公表
	実施方針等に関する説明会
	実施方針等に関する質問・意見・提案の受付
平成 27 年 1 月	実施方針等に関する質問・意見・提案に対する 回答の公表
平成 27 年 2 月	特定事業の選定
平成 27 年 4 月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
	参加表明書の受付(資格審査書類の受付)
平成 27 年 5 月	資格審査結果の通知
	対話の実施
	対話の結果公表
	入札説明書等に関する質問の受付
平成 27 年 6 月	入札説明書等に関する質問に対する回答の公 表
平成 27 年 8 月	事業提案書の受付
平成 27 年 11 月	最優秀提案者の選定、落札者の決定
平成 27 年 12 月	基本協定書の締結
平成 28 年 3 月	事業契約の締結

(3) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。なお、説明会への参加者は、1社あたり2名までとする。

開催日時：平成 26 年 12 月 17 日(水)午前 10 時から(受付開始:午前 9 時 30 分から)

開催場所：名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室(予定)

イ 実施方針等に関する質問・意見・提案の受付

実施方針等についての質問・意見・提案を、様式1～3により以下のとおり受け付ける。

(ア)受付期間：平成 26 年 12 月 22 日(月)～平成 27 年 1 月 13 日(火)午後 5 時

(イ)提出方法：添付の様式1～3(Microsoft Word 形式)に記入のうえ、そのファイルを電子メールに添付し送付する。

- ①送付先 :名古屋市環境局施設部工場課
②メールアドレス :a2381@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp
③タイトル :「(提出者氏名)実施方針等に関する質問・意見・提案」

ウ 実施方針等に関する質問・意見・提案に対する回答の公表

提出された質問・意見・提案に対する回答は、平成 27 年 2 月 13 日から、ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ 実施方針等の変更

市は、実施方針等に関する質問・意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

オ 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に関する質問・意見・提案を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべきか否かを評価する。PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

カ 入札公告、入札説明書等の公表

市は、平成 27 年 4 月(予定)に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、資源化業務委託契約書(案)、運送委託契約書(案)、様式集、図面などの入札説明書等を公表する。

キ 参加表明の受付(資格審査書類の受付)、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

ク 対話の実施及びその結果に関する公表

資格審査通過者を対象に、市は、対話を行う予定である。この目的は、① 資格審査通過者に対し市の意向(本事業の特性・コンセプト等)の理解を促進するため、② リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③ 要求水準の未達を防

止するため、④ それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

その結果内容(質疑応答等)については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係り、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

ケ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、入札保証金は、名古屋市契約規則第5条に該当する場合は免除することとする。

(4) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を全て満たしていることとする。

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者は、構成員と協力企業で構成されるもの(以下「構成企業」という。)とする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成企業は、参加表明書に企業名及び企業名及び携わる業務を明記すること。
- ② 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、「本施設で発生する灰又は残渣物の資源化を行う者」及び「本施設で発生する灰又は残渣物の運搬を行う者のうち鉄道事業者」が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない。
- ③ 応募者の構成員の中から、1者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。
- ④ 代表企業は、特別目的会社の唯一最大の出資者になるものとする。
- ⑤ 「本施設のプラントの設計・建設を行う者」及び「本施設の運営を行う者」を担当する構成員は、特別目的会社の議決権を有する株式において、保有比率の合計が50%を超えるものとする。
- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

イ 応募者の参加資格要件等

応募者の構成企業は、各々が次の該当する要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を

満たす者は、当該複数の項の業務を兼務することが可能である。ただし、「本施設の工事監理を行う者」は、「本施設のプラントの設計・建設」、「本施設の建築物等の設計を行う者」、「本施設の建築物等の建設を行う者」及び「本施設の土木構造物の設計・建設を行う者」の何れかを兼務することはできないものとする。

(ア) 共通の参加資格要件

- ① PFI 法第 9 条の規定に該当しない者
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ③ 名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号)に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ④ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと
- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者(同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。)
- ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑨ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者(同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。)
- ⑩ 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第 103 号)に基づく排除措置の期間がないものであること。
- ⑪ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

・選定審議会の委員、又は当該委員が属する企業

- ・中日本建設コンサルタント株式会社
- ・みずほ総合研究所株式会社
- ・西協法律事務所

(イ) プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は下記の要件をすべて満たし、その他の者は下記の①、②の要件を満たすこと。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「清掃施設工事」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。
- ③ 以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有すること。
 - ・処理方式:応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力:1 系列当たり 110 トン/日以上かつ炉構成が 2 系列以上
 - ・発電設備:廃棄物発電 2,000kW以上
 - ・稼働実績:安定稼働中の施設において、稼働開始から5年以上稼働した実績
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ⑤ 本業務に携わる者は、応募者の構成員となること。

(ウ) 建築物等の設計を行う者の参加資格要件

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。

(エ) 建築物等の建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は下記の要件をすべて満たし、その他の者は下記の①、②の要件を満たすこと。なお、建設共同企業体を結成して当該業務に携わる場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、下記の要件の全てを満たす者が建設共同企業体の代表者となること。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。
- ③ 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(オ) 土木構造物の設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は下記の要件をすべて満たし、その他の者は下記の①、②の要件を満たすこと。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請品目「一般土木工事」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。
- ③ 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(カ) 工事監理を行う者の参加資格要件

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 27 年度及び平成 28 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。
- ③ 本業務に携わる者は1者とする。また、応募者の構成企業その他企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(キ) 運営を行う者の参加資格要件

- ① 以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること。
 - ・処理方式： 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力： 1 系列当たり 110 トン/日以上かつ炉構成が2系列以上
 - ・発電設備： 廃棄物発電 2,000kW以上
 - ・運営実績： 参加資格確認申請書類の提出期限において、5年以上の運営の実績
- ② 一般廃棄物を対象とした処理施設(上記①の実績と同等以上の施設)での運転経験を有する技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした処理施設(上記①

の実績と同等以上の施設)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年以上専任で配置できること。

- ④ 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- ⑤ 本業務に携わる者は1者とし、その者は応募者の構成員となること。

(ク) 維持管理を行う者の参加資格要件

- ① 以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の維持管理を行った実績を有すること。
 - ・処理方式： 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力： 1 系列当たり 110 トン/日以上かつ炉構成が2系列以上
 - ・発電設備： 廃棄物発電 2,000kW以上
 - ・運営実績： 参加資格確認申請書類の提出期限において、5年以上の維持管理の実績
- ② 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(ケ) 発生する灰又は残渣物の資源化を行う者の参加資格要件

- ① 提案する資源化と同様の資源化を行った実績を有すること。
- ② 廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を有し、資源化に係る事業を1年以上営んでいること。

ウ 応募者の失格及び構成の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

- ① 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は 失 格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由(※1)で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、 応募者は 失 格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を 失格としない

② 応募者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不 可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由(※1)で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不 可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※1：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

(5) 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

選定審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。選定審議会が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。また、市は、選定審議会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。なお、市又は選定審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

イ 選定審議会の設置

市が設置した選定審議会は、以下5名の委員により構成される。(五十音順)

- | | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| 会 長 | 奥野 信宏 | (中京大学理事・総合政策学部教授) |
| 委 員 | 鈴木 賢一 | (名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授) |
| 委 員 | 大東 憲二 | (大同大学情報学部教授) |
| 委 員 | 柘植 里恵 | (公認会計士・税理士) |
| 委 員 | 藤澤 敏治 | (名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授) |

なお、本実施方針公表後から落札者決定までの間に、応募者の構成員及び協力会社が、選定審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

ウ 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施し、経済性、事業計画、施設整備・運営・維持管理能力、資金調達計画、事業収支計画、その他の条件等を選定審議会が総合的に評価する。なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。

① 資格審査

参加表明書と併せて提出された資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとする。提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

② 提案審査

(ア) 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について確認する。なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

- ・提出書類の確認
- ・入札価格の確認
- ・要求水準の確認 等

(イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。

- ・入札価格に関する事項
- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の運営・維持管理に関する事項
- ・資金調達、経営計画及び事業収支に関する事項 等

エ 落札者の決定・公表

市は、選定審議会の報告を基に落札者を決定する。市は、選定審議会が決定した最優秀提案結果と併せて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成企業の変更は次のとおりである。

- ① 落札者における構成企業が不正2事由(※1)に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正2事由に該当した場合に限り、応募者は 失 格
代表企業を除く構成員	
協力企業	不正2事由に該当した場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を 失格としない

※1 ： 不正2事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
- ・贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

- ② 落札者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不 可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由(※2)で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不 可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※2 ： やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

オ 民間事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の民間事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

カ 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び民間事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと市が判断した場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、事業契約の速やかな締結に向けた相互の協力義務、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項、及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を特別目的会社の設立までに締結する。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに北名古屋市内に設立するものとする。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

ウ 事業契約の内容に関する協議

市と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

なお、事業契約書(案)については入札説明書等において公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、市と民間事業者の責任分担は、原則として「添付資料3 リスク分担表」によることとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、事業契約書(案)として入札説明書等において示す。

(2) 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、民間事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような建設、運営及び維持管理を行うこととする。

(3) 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項

ア 民間事業者の責任の履行について

民間事業者は、事業契約書に従って責任を履行する。

イ 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。なお、詳細については入札説明書等において示す。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

市は、民間事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達

成されているか確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書(案)において定める。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 基本設計・実施設計時

市は、民間事業者によって行われた設計が、業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 工事施工時

民間事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。なお、民間事業者は、上記事項と関係なく市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

(ウ) 工事完成時

民間事業者は、施工記録を用意し、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、民間事業者は、運営・維持管理マニュアルを作成し、市の確認を受ける。

(エ) 運営・維持管理段階

市は、運営・維持管理段階において、運営・維持管理マニュアルのとおり運営・維持管理業務が遂行されているか定期的に業務の実施状況を確認する。

(オ) 財務の状況に関するモニタリング

民間事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告しなければならない。

エ 性能未達の場合における措置

市は、モニタリングの結果、事業契約書に定められた水準を満足しないと判断した場合は、事業契約書に定める規定に従い、民間事業者に対し勧告や設計・建設及び運営・維持管理業務に係る減額等の措置をとる。なお、減額措置の詳細については入札説明書等において示す。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

ア 計画地条件

本事業の立地に関する事項については、「添付資料1 事業計画予定地」に示す。

イ 都市計画決定について

事業用地は、平成26年4月に北名古屋市の都市計画においてその敷地の位置を決定している。

(2) 土地に関する事項

ア 特定事業に係る事業用地等の管理

事業用地について、市は、衛生組合から無償による借用を予定しており、特定事業の用に供するために、運営・維持管理期間にあつては民間事業者が適正に管理するものとする。

イ 土壌汚染対策

民間事業者は、衛生組合が事業用地における施設の解体工事等土壌汚染対策を実施した部分を除き実施する。

なお、土壌汚染対策に関する詳細は、入札説明書等において示す。

(3) 地元同意

市、北名古屋市、豊山町及び衛生組合は、本事業実施についての、地元同意を得る。なお、民間事業者の行為により住民に迷惑をかける等問題を引き起こした場合には、民間事業者が誠意をもって問題解決にあたるものとする。

(4) 環境影響評価

本施設については、愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行っていることから、その内容を遵守すること。なお、環境影響評価に関する詳細は、入札説明書等において示す。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

民間事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

ア 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約書の定めに従い、民間事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。
- ② 民間事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるも

のとする。

- ③ 前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 民間事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前項の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は民間事業者が生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び民間事業者は事業契約を解除することができる。

(3) 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、民間事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 交付金の取り扱い

循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い、本施設は交付対象施設である。

イ その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

(3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行う。

(2) 市議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成27年2月定例市議会に提出する予定である。また、市と民間事業者における契約内容の合意の後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を市議会に提出し議決を経た上で事業契約を締結する。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 問合せ先

名古屋市環境局施設部工場課 新工場建設推進担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話052-972-2287

メールアドレス : a2381@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-14-2-7-0-0-0-0-0-0.html> ¹

様式 1

平成 年 月 日

実 施 方 針 等 に 関 す る 質 問 書

(質問者) 会社名
所在地
所属
担当者名
連絡先 電話
メールアドレス

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業の実施方針及び添付資料に関して以下の質問がありますので提出します。

番 号		
質問箇所	(項目番号)	例： 1 (1) 1)
	(ページ)	例： 1 ページ
	(項目名)	例： 事業名称
質問内容		

注) 1. 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。また、質問数が複数の場合、番号欄に通しの質問番号を明記すること。

2. 提出方法は、原則として郵送または電子メール（ファイル添付）にて名古屋市環境局施設部工場課に提出のこと。なお、電子メールによる提出の場合、ファイル形式は Microsoft Word とする。

実 施 方 針 等 に 関 す る 意 見 書

(意見者) 会社名
所在地
所属
担当者名
連絡先 電話
メールアドレス

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業の実施方針及び添付資料に関して以下の
意見がありますので提出します。

番 号		
意見箇所	(項目番号)	例： 1 (1) 1)
	(ページ)	例： 1 ページ
	(項目名)	例： 事業名称
意見内容		
公開の承諾	() 承諾する () 承諾しない (いずれかに○印)	

注) 1. 意見事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。また、意見数が複数の場合、番号欄に通しの意見番号を明記すること。

2. 提出方法は、原則として郵送または電子メール（ファイル添付）にて名古屋市環境局施設部工場課に提出のこと。なお、電子メールによる提出の場合、ファイル形式は Microsoft Word とする。

実 施 方 針 等 に 関 す る 提 案 書

(提案者) 会社名
所在地
所属
担当者名
連絡先 電話
メールアドレス

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業の実施方針及び添付資料に関して以下の提案がありますので提出します。

番 号		
提案箇所	(項目番号)	例： 1 (1) 1)
	(ページ)	例： 1 ページ
	(項目名)	例： 事業名称
提案内容		
公開の承諾	() 承諾する () 承諾しない (いずれかに○印)	

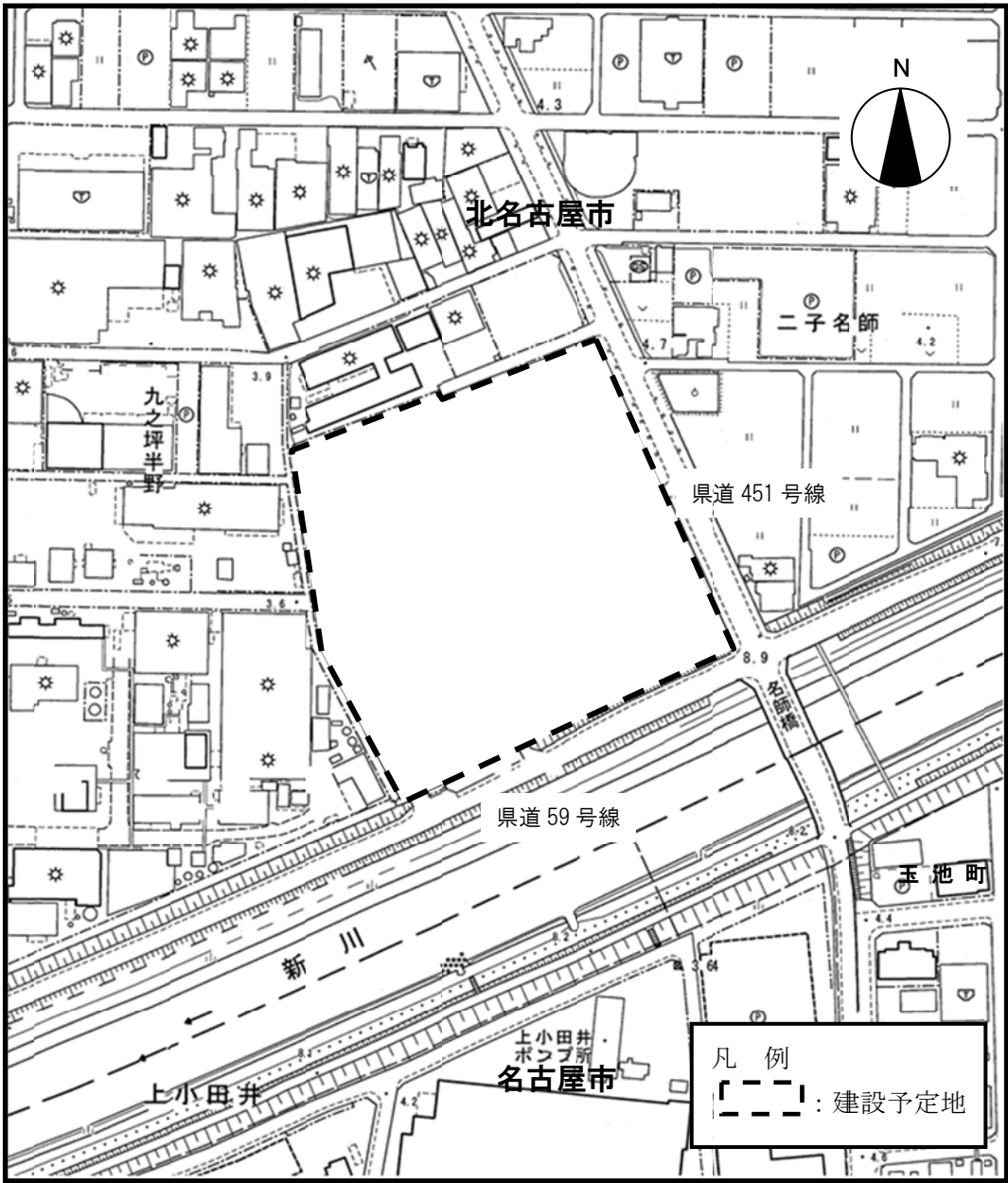
注) 1. 提案事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。また、提案数が複数の場合、番号欄に通しの提案番号を明記すること。

2. 提出方法は、原則として郵送または電子メール（ファイル添付）にて名古屋市環境局施設部工場課に提出のこと。なお、電子メールによる提出の場合、ファイル形式は Microsoft Word とする。

添付資料1 事業計画予定地

① 事業計画地		北名古屋市二子四反地 地内
② 敷地面積		約 2. 6 h a
③ 敷地前面道路等	北側	市道／現況幅員 5. 5 m
	東側	県道／現況幅員 1 6. 6 m (内、車道 7. 5 m)
	西側	市道／現況幅員 7 m
	南側	県道／現況幅員 9. 1 m (内、車道 6. 5 m)
④ 地域規制		用途地域：準工業地域 建ぺい率：6 0 % 容 積 率：2 0 0 %
⑤ その他地域地区		南側敷地境界線より 1 8 mは河川保全区域
⑥ 日影規制		愛知県建築基準条例を遵守する
⑦ 緑化率		2 0 %以上
⑧ 排ガス処理		高度処理（バグフィルタ、触媒脱硝等）
⑨ 排水処理		工場排水→高度処理→場内再利用→下水道放流
⑩ 工期	解体工事	平成 26 年度から平成 28 年度（予定） ※北名古屋衛生組合が実施
	建設工事 (設計含む)	平成 27 年度から平成 32 年度 (平成 32 年度稼働予定) ※名古屋市が実施

添付資料2 事業計画予定地位置図



添付資料3 リスク分担表

1. 共通事項

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○		
社会リスク	周辺住民等への対応	2	本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、操業停止、費用の増大等に関するもの	○		
		3	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○	
	第三者賠償	4	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○	
		5	上記以外のもの（ごみの搬入に関するもの等）	○		
	環境保全	6	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○	
制度関連リスク	政治	7	政策方針の変更による操業の中止、費用の増大に関するもの	○		
	法制度（税制度含む）	8	本事業の施設整備、運営・維持管理に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○		
		9	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○	
	許認可取得	10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	市に帰責事由がある場合を除く
	交付金等	11	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○	
		12	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○		
マーケットリスク	資金調達	13	当該事業に必要な資金の確保に関するもの		○	交付申請及び起債関係事務は市
	金利変動	14	契約締結から（最初の）基準金利決定日までの金利変動による事業者の経費増減によるもの	○		
		15	基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの		○	但し期間中に基準金利の見直しを実施
	物価変動	16	急激な物価変動（インフレ・デフレ）にともなう事業者の経費の増減によるもの	○		
		17	一定の範囲内の物価変動にともなう事業者の経費の増減によるもの		○	
不可抗力リスク	不可抗力	18	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因と成りうるもの	○	△	事業者は市と協力して復旧にあたり、費用負担は事後協議
債務不履行リスク		19	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○	
		20	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		

2. 計画段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
計画リスク	旧工場の解体	21	衛生組合等が実施する解体工事に起因する設計変更、事業の延期・中断、費用の増大に関するもの	○		
設計リスク	設計	22	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの	○		
		23	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○	
	測量、調査	24	衛生組合等が実施した測量、調査に関するもの	○		
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○	
	建設着工遅延	26	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○		
		27	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	

3. 建設段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
建設リスク	用地	28	地中障害物やその他予見できない事項に関するもの	○	△	市から事前に明示されているものは除く
	工事費増加	29	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○		
		30	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延	31	着工後市の指示等、市の事由による工事の遅延に関するもの	○		
		32	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○	
	試運転・性能試験	33	試運転・性能試験に要するごみの供給等に関するもの	○	△	試運転・性能運転に係る費用は事業者負担
		34	試運転・性能試験の結果、契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

4. 運営・維持管理段階

リスク項目		リスク内容		分 担		備 考
				市	事業者	
運営・維持管理リスク	計画変更	35	市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営・維持管理費用	36	事業者の事由による運営・維持管理費用の増大に関するもの	△	○	急激な物価変動等によるものは市と協議
	ごみ量及びごみ質	37	計画した搬入するごみ量に関するもの	○	△	計画量に対する一定の変動については事業者の負担
		38	想定した搬入するごみ質に関するもの	○	△	計画ごみ質範囲外の場合は市の負担
	資源化	39	予定していた資源化処理が達成できなかった場合		○	
	施設瑕疵	40	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合		○	
	施設・設備損傷	41	施設設計・施工に起因するもの		○	
		42	施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの		○	
		43	運営不備に起因するもの		○	
		44	ごみ収集車に起因するもの	○		
		45	警備不備等による第三者の行為に起因するもの	△	○	想定できない第三者の行為によるものは市と協議
		46	火災等に対する消火、復旧、修復等に係る負担に関するもの	△	○	大規模な火災等を誘発する廃棄物に伴う費用負担は市
	性能	47	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
	不適物処理	48	搬入される不適物の処理及び保管に関するもの	○		
	ごみ受入制約時の対応	49	事業者の事由による施設処理不能のため、ごみの受け入れが制約された場合における市の増加費用の負担に関するもの		○	
	土壌汚染	50	本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの		○	

5. 契約終了段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
施設性能	51	事業終了時における施設の性能確保に関するもの			○	

【本リスク分担表におけるリスク事項が顕在化した場合の留意事項】

「○」は主分担：その責任及び費用負担を負う者を指し、また、その処置にあたる者を指す。

「△」は従分担：その帰責事由によっては、上記「主分担」の責任及び費用負担を負う者を指し、また、その処置の補助にあたる者を指す。

添付資料4 事業スキーム

